

資料

資料：我が国の学校の体罰に関する歴史と現状

Document : the history and facts about corporeal punishments in Japanese schools

加藤 誠之（高知大学教育学部）¹

KATO Masayuki¹

1 Faculty of Education, Kochi University

ABSTRACT

In Japan, corporeal punishments in schools are legally forbidden since Meiji period. However, they are rampant even now. In this paper, I, the author, will follow laws and judgements about corporeal punishments since Meiji period and consider how the regulation which prohibits them are watered down. In addition, I place documents given by some people about the experiences of corporeal punishments in schools.

第1章 はじめに

我が国では、1879（明治12）年の教育令（明治12年9月29日太政官布告第40号）第46条で「凡学校ニ於テハ生徒二体罰^{殴チ或ハ縛スルノ類}ヲ加フヘカラス」と定めている¹。小澤文雄によれば、これは「世界的に見てもかなり早い時期」に明文化された体罰禁止規定である²。

その後、体罰禁止規定は明治期の一時期を除き、我が国の教育関係法令に明文で置かれてきた。また、伊澤修二是、1885（明治18）年に刊行した『学校管理法』第4版（白梅書屋）で以下のとおり述べている³。

…（前略）夫レ父母ハ唯我子ヲ訓戒スルノミナラス之ヲ保育スルノ最大義務ヲ有スルモノナリ其子ノ身体ヲ保衛スルノ義務アレハ之ニ責罰ヲ加ヘルノ権利モアルヘシ又父子ノ間ハ天然ノ恩愛ヲ存スルモノナレハ酷烈ノ責罰ハ之ヲ行ハント欲スルモ通常忍能ハサル所ナリ然ルニ教師ノ生徒ニ於ケルハ其關係大ニ之ニ異ナリ生徒ヲ訓戒スルノ権アルモ其身体ヲ保衛スルノ責ニ任スヘキモノニ非ス故ニ父母ハ唯其子ヲ訓戒スルノ義務ヲ別チテ之ヲ教師ニ托スルノミ身体保護ノ義務ハ之ヲ托スルモノニ非スト看做スヘシ既ニ身体保衛ノ義務ナシ豈之ニ加罰ヲ行フノ権アルヘケンヤ特ニ我国ノ如キハ明ニ教育令⁴ヲ以テ学校ニ於テ体罰ヲ行フヲ禁セラレタレハ愈以テ教師ニ托スル所ハ唯訓戒ノ域ニ止マルヲ知ルヘキナリ

更に、伊澤は同書で、体罰の弊害について以下の注目すべき言及を行っている⁵。

学校ニ於テ体罰ヲ行フノ弊ハ枚挙ニ暇アラスト雖モ今茲ニ其一二ヲ挙ケン凡ソ体罰ヲ行フコト頻々ナルトキハ啻〔ただ〕改良ノ効ヲ奏セサルノミナラス却テ生徒ヲシテ自尊ノ心ヲ失ハシメ終ニ自暴自棄ノ域ニ陥ラシムルニ至ルヘシスノ如キ反動ヲ現ハスハ特ニ年齒稍長スルノ生徒ニ於テ最モ然リトス又教師激怒ノ際之ヲ行フトキハ或ハ身体ノ何部タルヲ弁セシテ之ヲ打チ遂ニ被罰者ヲシテ不具ノ人タラシムルニ至ルカ如キ其例少シトセス豈戒慎セサル可ケンヤ

ここで挙げた伊澤の文章は、後年の我が国で生じた体罰の弊害をいち早く警告している。しかし、我が国ではこの警告にもかかわらず、今日に至るまで体罰が横行しているのである。本稿では、我が国の体罰に関する法令・判例を時系列に沿ってたどり、体罰禁止規定がいかに骨抜きにされていったかを振り返る。

なお、本稿で言及する判例については、どの資料に掲載されているかを記載した。また、筆者は何人かの方

に依頼して体罰に関する体験談を御提供いただいたので、我が国の体罰の実情を示す資料として提示する。

第2章 戦前の体罰をめぐる状況

第1節 体罰に関する各種法令

我が国では既に述べたとおり、1879（明治12）年の教育令第46条で「凡学校ニ於テハ生徒二体罰^{殴チ或ハ縛スルノ類}ヲ加フヘカラス」と定めている。この規定は、1880（明治13）年の教育令改正（明治13年12月28日太政官布告第59号、第2次教育令）でもそのままの形で引き継がれた⁶。

その後、体罰禁止規定は、1885（明治18）年の教育令改正（明治18年8月12日太政官布告第23号、第3次教育令）及び1886（明治19）年の小学校令（明治19年4月10日勅令第14号）では姿を消す⁷。しかし、1890（明治23）年の小学校令（明治23年10月7日勅令第215号、第2次小学校令）では、第63条「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」として姿を現す⁸。

ただし、ここでは、第2次教育令に引き継がれていた「殴チ或ハ縛スルノ類」という割注が削除されている。竹中暉雄はこのことについて以下のとおり述べている⁹。

…（前略）1890年にこの例示〔殴チ或ハ縛スルノ類〕が消されたことによって、体罰の定義が曖昧となり、殴ることがすぐに体罰になるわけではないとの解釈を生み出す素地が作られたのである。体罰の定義が曖昧になつたうえで懲戒規定が出現したのであるから、懲戒規定がどこまで許容されるのかも曖昧にならざるをえなかつた。

更に、1900（明治33）年の小学校令改正（明治33年8月20日勅令第344号、第3次教育令）では、第47条で「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定している¹⁰。ここでは、従来は独立の規定であった体罰禁止規定が、教員の懲戒権規定の但書になっている。

筆者の私見では、このことは「多少行き過ぎた手段（体罰）を用いても、目的（懲戒）さえ正当であれば許容される」という考え方を可能にし、体罰を正当化する論として今日でもよく用いられる「愛の鞭」論や「指導に熱心の余り」論を許容する結果を招いたと思われる。なお、大審院判事平井彦三郎は1930（昭和5）年に刊行した著作で、「小学校教師ハ小学校令第四十七条ニ依リ生徒ニ対シ懲戒権アリ、從ツテ是等権利ノ範囲内ナルニ於テハ、タトヒ暴行、監禁等ニ涉ルコトアリトスルモ法令行為タルモノトス」と述べ、暴行・監禁も小学校教員の懲戒権の行使として法的に認められるとしている¹¹。

おって、小学校令改正の前述の規定は、1941(昭和16)年の小学校令改正（昭和16年3月1日勅令第148号、国民学校令）でも第20条「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」¹²という形で引き継がれた。

第2節 戦前の我が国の体罰に関する判決

戦前の我が国の体罰に関する重要な判例としては、①東京市立江東尋常小学校事件に係る1916(大正5)年6月15日大審院判決（以下「大審院判決」とする）¹³及び②久留米市立日吉尋常小学校事件に係る1930(昭和5)年1月26日福岡地方裁判所久留米支部判決（以下「福岡地方裁判所久留米支部判決」とする）¹⁴が挙げられる。

第1項 東京市立江東尋常小学校事件に係る大審院判決

大審院判決は判決理由の中で、東京市立江東尋常小学校事件について「原判決ノ認メタル事実」として以下のとおり述べている。

…（前略）被告ハ東京市立江東尋常小学校一年級擔任訓導ナル處自己ノ受持教室ニ於テ書方ノ授業中同校三年級生徒山口七郎（当十一歳）カ学友二名ト共ニ擅〔ほしいまま〕ニ其教室ニ入り来リ生徒ノ書方竝ニコレニ対スル被告教員ノ評点ヲ批評シ授業ノ妨ヲ為シタルヲ以テ之ニ退出ヲ命ジタル處他ノ二名ハ直ニ室外ニ退去シタルニ拘ハラス七郎ハ少シ遅レ其退出セントスル際不遜ノ挙動アリタルニ依リ之ニ訓戒ヲ加ヘントシテ其直立ヲ命スル為メ七郎ノ胸ヲ掴ミ牽キタルニ過テ之ヲ倒シ因テ左側顎頂〔ろちょう：頭頂の意〕後下部ニ鳩卵大ノ腫瘍後頭結節上部ニ拇指大ノ腫瘍右下腿外上部ニ長サ七分余ノ半月状皮下溢血等ノ創傷ヲ負ハシメタリ

下村哲夫・大江健（1991）『大審院教育関係判例総集成』第5巻（教育関係判例解題総集成（刑事・民事／明治・大正・昭和編））（エムティ出版）によれば、第一審（東京区裁判所）では、検事は「傷害罪として罰金刑の言渡を論告求刑」し、弁護側は「故意ではないことを強調し、体罰として傷害罪に問うべきではないと主張」した¹⁵。最終的には罰金20円、私訴損害賠償金10円という判決（1915（大正4）年7月10日東京区裁判所判決）が下った¹⁶。

なお、ここで「私訴代理人は、憲法二三条により法律によらない拘束は禁止されており、小学校令は法律ではなく勅令であり、したがって解釈上學童の人身の自由拘束に関する権限は包含されず、小学校教員は親権の延長した範囲においてのみ、學童への教育監護権限を有し、懲罰権を有しないとし、損害賠償を請求」したという¹⁷。

控訴審（東京地方裁判所）では、原判決取消、罰金20円等という判決（1915（大正4）年12月24日東京地方裁判所判決）が下った¹⁸。しかし、上告審（大審院）では原判決破棄・横浜地方裁判所移送の判決（大審院判決）が下った。大審院判決は以下のとおり判示している。

…（前略）校長及教員カ叙上ノ懲戒權ヲ行フニ付キテハ須ク周到ナル注意ヲ用ヒ苟モ之カ為ニ児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果ノ發生ヲ避止スヘキハ校長及教員タル職務上当然ノ義務ニシテ若シ校長及教員カ此等ノ注意ヲ怠リ為ニ児童ニ傷害ヲ与フルカ如キコトアランカ是レ全ク職務ノ注意ヲ怠リタルモノニシテ刑法第二百十一条ニ所謂業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタルモノニ該當シ法律上ノ制裁ヲ免レサルモノトス…（中略）…因テ原判決ノ認メタル事実ヲ按ズルニ…

（中略）…七郎ノ所為タルヤ教室ノ秩序ヲ害シ教員ヲ侮蔑スルモノニシテ被告カ之ニ訓戒ヲ加ヘンカ為メ其直立ヲ命スルカ如キハ被告ノ有スル懲戒權ノ適法ナル行使ニシテ何等ノ違法性ヲ有スルモノニアラス而シテ若シ此際七郎ニ於テ其命令ニ從ハス或ハ逃避セントスルカ如キコトアリテ被告カ七郎ニ対シ相当ノ力ヲ加ヘ其懲戒權ヲ行使シタリトセハ敢テ不法ノ行為ト謂フヘカラス然レトモ被告カ業務上必要ナル注意ヲ用ヒサルニ因リ七郎ヲ顛倒セシメ判示傷害ヲ蒙ラシメタル事実アリトセハ其犯罪ヲ構成スルヤ論ヲ俟[ま]タス然ルニ原判決ノ事実理由ニハ唯「過テ之ヲ倒シ」ト判示シアリテ其之ヲ倒ス故意ナキモノト認メタル趣旨ハ明瞭ナルモ過失ノ存スルコトニ闇シテハ單ニ「過テ」ナル抽象的文詞ヲ用ヒタルノミニシテ被告カ職務上必要ナル注意ヲ用ヒサリシ点ニツキ具体的ニイカナル作為ヲ為スヘカリシニ之ヲ為ササルカ若クハ如何ナル作為ヲ避止スヘカリシニ之ヲ避止セサルカヲ判示セサルヲ以テ原裁判所ハ被告ノ如何ナル行為ヲ目シテ過失ト認メタルヤ毫モ之ヲ認識スルニ由ナク結局判決理由ニ不備アルモノニシテ原判決ハ破棄ヲ免レサルモノトス

大審院判決は、「被告カ七郎ニ対シ相当ノ力ヲ加ヘ其懲戒權ヲ行使シタリトセハ敢テ不法ノ行為ト謂フヘカラス」と判示すると共に、「校長及教員カ叙上ノ懲戒權ヲ行フニ付キテハ須ク周到ナル注意ヲ用ヒ苟モ之カ為ニ児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果ノ發生ヲ避止スヘキハ校長及教員タル職務上当然ノ義務」であると判示している。すなわち、大審院判決は、校長及び教員は児童・生徒にけがをさせないよう配慮すれば有形力の行使を伴う懲戒行為を行ってもよく、当該行為は法的に禁止されている体罰に当たらないとしたのである。竹中も、大審院判決は「懲戒行為の限界として禁じられている体罰」

に『児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果』を発生させる行為」という新しい定義を付与し、「殴ったり縛ったりする行為であっても『児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果』を発生させない場合は体罰に該当しないことを認めた」と述べている¹⁹。筆者の私見では、大審院判決はこのことによって、後の「軽くノック」論、「程度問題」論、「正しい叩き方」論等体罰を正当化する一連の論に基礎を与えたと思われるのである。

なお、移送先の横浜地方裁判所では無罪判決（1916（大正5）年9月18日横浜地方裁判所判決）²⁰が下った。

第2項 久留米市立日吉尋常小学校事件に係る福岡地方裁判所久留米支部判決

福岡地方裁判所久留米支部判決は「主文」・「事実」・「理由」という構成を取っており、「事実」の箇所には以下のとおり記されている。なお、被告は「熊丸茂」とされており、これが体罰を行った教員の氏名であると思われる。

原告は久留米市立日吉尋常小学校第四年級の児童なるところ生来病弱にして一年間の三分の二は病氣静養のため欠席し居れる有様なりしより常に学校と家庭との連絡を保ち特に其の体育に重きを置き健康の保持に注意し來りたるが…（中略）…偶々原告が被告より命ぜられたる国語成績品に父兄の認印を求めず無断其の印章を押捺して提出したるを憤り昭和四年十一月十八日同校第四年級の教室に於て病弱なる原告の頭部面部其の他を連續して十数回に亘り殴打し原告の左前額眉丈夫に小鶏卵大の血腫、左頬部及び耳翼後部に三指の線状圧痕（赤色にし皮膚面より隆起し炎症灼熱あり）鼓膜部に裂傷（耳鳴、耳痛甚しく聽力の障害を來す）眼瞼部に浮腫（開閉不能）其の他殴打面一体に皮下出血を伴ふ傷害を蒙らしめ其の結果原告は發熱し精神溷濁に陥り囁言〔うわごと〕を發し被告より絶へず威嚇せられ殴打せらるゝが如き幻覚を起し容易ならざる精神障礙を來したるが幸にして原告の父が開業医にして充分の手当を加ふることを得たる為右外傷は聽力の障害を残すのみにして治癒し得たるも精神障碍は今尚去らず引続き病床にありて当分回復の見込みなく現在の様態より推すときは再び通学の望なく初等教育すら之を抛棄するの止むなきに立至るべし

これを読む限りでは、熊丸教員は体罰によって児童に身体的な障害（聽力障害）を負わせた上、精神的にも深い傷を負わせ、今日で言う不登校に追い込んだと言うべきである。しかし、福岡地方裁判所久留米支部判決は、原告の慰謝料請求を棄却して以下のとおり述べている。

…（前略）被告の原告を叩きたる右所為は…（中略）

…教育上の必要に基き懲戒の目的を以て為されたるものと認定するを妥当とすべし然り而して被告は日吉尋常小学校の教員なるを以て小学校令第四十七条に依り教育上の必要ある場合に於ては其の担任学級の児童に対し懲戒を加ふることを得べきや勿論なりと雖懲戒の手段として体罰を加ふることを得ざるは同法条但書の規定するところなるが故に其の懲戒を加ふるに当たりても児童の性行体質其の他諸般の事情を参酌し体罰に亘らざる範囲内に於て寛厳宜しきを得ざるべからずや言を俟たず今之を本件事案に付考察するに児童が教員より父兄の認め印を受け来ることを命ぜられたる学業成績品に対し父兄の認印を求むることなく擅に之を押捺して提示するが如きは教育上是認すべき所為にあらざるが故に斯る不良の所為を發見したる場合に於ては之に対し相当の懲戒を加ふべき必要あるや明なりと雖懲戒の手段として児童を叩くが如きは縦[よ]し夫れが障害の結果を伴はわざる程度のものなりとは云へ訓育を主たる目的とする小学校教育の執るべき穩當なる処置と謂ふべからず殊に体質虚弱にして而かも前記過誤を犯したりと謂ふに過ぎずして他に何等教員に対し侮辱反抗等不遜の態度に出でたりと認むべき事情なき原告に対し直に斯る懲戒の手段を執りたる被告は教育者本然の使命に鑑み聊か冷静を欠きたるの感なしとせず此の点被告の自省を要する所なるべし…（中略）…蓋し身體に障害を來さざる程度に軽く叩くが如きは夫の父兄が其の保護下にある子弟に対し懲戒の方法として屢々施用し居れる事例にして此の事例に照せば児童の保護訓育に任ずる小学校教員が児童に対し懲戒の手段として或る程度の力を加ふることを得ずと為すは社会通念上妥当なる見解と謂ふを得ざればなり、果して然らば被告が原告を叩きたる所為は懲戒の手段としては稍穩當ならずと雖叙上の如き事情の下に於ては其の有する懲戒権の範囲内の行為として之を是認せざるべからざるを以て此が為原告が精神上苦痛を受けたりとするも被告は之に対し責任を負ふべき限りに非ず

福岡地方裁判所久留米支部判決は、熊丸教員の行為について「訓育を主たる目的とする小学校教育の執るべき穩當なる処置と謂ふべからず」、「教育者本然の使命に鑑み聊か冷静を欠きたるの感なしとせず此の点被告の自省を要する所なるべし」と判示し、その行き過ぎを認めている。しかし、他方では「身體に障害を來さざる程度」に「軽く叩く」ことは保護者によつてもしばしば行われているから小学校教員の懲戒権の範囲内であり、小学校教員はこれによって児童に精神的な苦痛を与えても責任を問われないと判示している。これは、体罰を正当化する際によく用いられる「親の代わり」論の典型である。

ただし、親の懲戒権と校長及び教員の懲戒権とを同一

視し、親が行っていることは校長及び教員も行っていいとする論は、いささか飛躍していると思われる。樋口修資はこのことについて、2014年に発表した論文で以下のとおり述べている²¹。

親の懲戒権が、子の監護・教育に必要な範囲内でその行使が認められ、民法上、懲戒の手段が特に規定されていないことと比べ、教員の懲戒権については、懲戒の手段として体罰をしてはならないことを明文化している以上、自ずと親の懲戒権と教師の懲戒権の内容と程度には差異があるといえる。／したがって…（中略）…「小学校教員が児童に対為懲戒の手段として斯る程度の力を加える」ことは社会通念上許容されるものであるとの判断は、親の懲戒権と教師の懲戒権を同一視するものであって、学校の教員には認められていない有形力の行使＝体罰を、「親代わり」の懲戒権の範囲内のものとして容認しようとするものであり問題を孕むものであった。

第3章 戦後の体罰に関する状況

第1節 法務庁法務調査意見「児童懲戒権の限界について」等

戦後に公布・施行された学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）は第11条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」と規定している。

また、1948年12月22日付け法務庁調査2発第18号「児童懲戒権の限界について」（国家地方警察本部長官・厚生省社会局・文部省学校教育局あて法務庁法務調査意見長官回答、以下「法務庁法務調査意見」とする）は、高知県警察隊長の照会に対する回答という形を取って、以下のとおり述べている²²。

第1問

学校教育法第11条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室内に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成するか。

回答

1 学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

(1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒－なぐる・けるの類－がこれに該当することはいうまでもないが、さらに

(2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一

種と解せられなければならない（後略）…

小澤によれば、法務庁法務調査意見は、「身体に対する侵害を内容とする懲戒－なぐる・けるの類－」は「無条件で、その程度のいかんを問わず体罰に該当する」とし、前述の大審院判決で示された「校長及び教員は児童・生徒にけがをさせないよう配慮すれば有形力の行使を伴う懲戒行為を行ってもよく、これは法的に禁止されている体罰に当たらない」という考え方を退けた。また、法務庁法務調査意見は、②「被疑者に肉体的苦痛を与えるような懲戒」も体罰に該当するという「新しく設けられた、厳しい基準」を採用したのである²³。

法務庁法務調査意見の趣旨は、次節で言及する奈良県下北山村立池原中学校事件に係る1954年5月25日吉野簡易裁判所判決（以下「吉野簡易裁判所判決」とする）²⁴及び1955年5月16日大阪高等裁判所判決（以下「大阪高等裁判所判決」とする）²⁵でも引き継がれた。また、この趣旨は、1957年7月16日付け文初中第393号「学校における暴力事件の根絶について」（各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、付属学校をもつ各国立大学長、各国立高等学校長あて文部省初等中等教育局長通達）でも「体罰は、法律により厳に禁止されているところである」、「教職員は児童生徒の指導にあたり、いかなる場合においても体罰を用いてはならない」という形で引き継がれた²⁶。

第2節 奈良県下中学校事件に係る吉野簡易裁判所判決及び大阪高等裁判所判決

吉野簡易裁判所判決は、「罪となるべき事実」について以下のとおり述べている²⁷。

第一、被告人Tは奈良県吉野郡下北山村大字池原所在の同村立池原中学校の教諭であった昭和二十六年三月二十日頃同校玄関附近で当時小学六年生であったH外数名がその受持のN教諭を偽ったことに憤慨し「中学には入って来たらこんな味や」と言ひ乍ら右Hの頭部を右手拳で一回殴打暴行したものである。

第二、被告人Sは前同校助教諭であったが、昭和二十八年五月二十三日同校講堂に於て当時中学二年生であったH外数名が喧騒であつたのを再三制止したがこれを肯かなかつた処から立腹しHの頭部を右平手で一回殴打暴行をしたものである。

吉野簡易裁判所判決は、上記の件について「各被告人を罰金壹千円に処し、諸般の窮状に鑑み右執行を猶予するのを相当と認めるから…（中略）…本裁判確定の日から壹年間各被告人に対してその刑の執行を猶予し（後略）

…」とした。これに対し、弁護人小田成就の控訴趣意²⁸は以下のとおり述べている。

本件谷本教諭及び平岡英男教諭の行いたる体罰は正しく叙上の見地より学校教育法違反なるも刑罰法令の対象たらざる教育上の懲戒行為にして之に刑法の暴行罪を適用する事は違法にして当を得ざるものなり。又仮に第一審判決に於て両教諭の為したる体罰を刑罰法規の対象とすべき程度の暴行と見做したりとすればそれは事實誤認も甚だしきものと解すべく特に谷本教諭の加えたる殴打の如きは物理学上は別として社会通念上暴行と認むべき意思全くなく却つて生徒に対する愛情より生徒の空腹を察して一刻も早く解放せしめんとの好意より中谷主任教諭の面子を考慮して形式的に十数人の生徒に対し軽く手拳を以てノツクせしに過ぎざるものにして之を暴行罪の対象として起訴することは前述の如く違法の措置なると共に既に本件は三ヶ年を経過し其の間何等問題となり居らざりし事たるに何が故に突然起訴せしやは了解に苦しむ処なり／次に平岡教諭の件に於ても右と全く同様にして教育上の見地より暴行の意思全くなく一、二年生同様に三年生の生徒十数名に対し将来を戒飾する方針の下に平手で且つ右手掌を反対に軽く整列せる生徒に体罰を加えたる程度にして十数名の生徒唯一人として又父兄達をも当然の事として何等問題とならざりし事なるに古屋敷父子の告訴ありたる理由を以て刑罰法規の対象として起訴したる事之亦其の了解に苦しむ処にして第一審の裁判所が傷害を無罪としたるも以前暴行罪を適用したるは谷本教諭同様法の適用を誤り事実の誤認ありたる結果なりと思料す／叙上の見地より被告両名の行為は刑罰法規の対象たらざる行為にして無罪の判決賜るべくものと思料す

この控訴趣意は「軽くノック」論として知られている。しかし、控訴審の判決（大阪高等裁判所判決）は、この論を「殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである」として退けた。また、大阪高等裁判所判決は、「殴打の動機が子女に対する愛情に基づくとか、またそれが全国的に現に広く行われている一例に過ぎないとかいうことは、とうてい右の解釈〔「殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とういてい解されないのである」という解釈〕を左右するに足る実質的理由とはならない」と判示し、「愛の鞭」論や「親の代わり」論を退けた。この判決は上告審（最高裁判所）

でも維持された（1958年4月3日最高裁判所判決）²⁹。

第3節 水戸第五中学校事件の東京高等裁判所判決

しかし、水戸第五中学校事件に係る1981年4月1日東京高等裁判所判決（以下「東京高等裁判所判決とする）³⁰は「戦後一貫してとられてきた体罰禁止についての厳しい行政解釈、判例、学説を緩和するような内容」であり³¹、注目に値する。

この事件に係る第一審判決（1980年1月16日水戸簡易裁判所判決、以下「水戸簡易裁判所判決」とする）³²によれば、この事件の「罪となるべき事実」は1976年5月12日午前8時55分ころ、水戸市立水戸第五中学校教諭であった加藤裕子教諭が同校体育館で「同所に居合わせた同校二年生佐藤浩（当時一三歳）に『何だ、加藤と一緒にか』と言われたことに憤慨し、平手及び手拳で同人の頭部を数回殴打する暴行を加えた」ことである。

なお、今橋盛勝・安藤博編（1983）『教育と体罰—水戸五中事件裁判記録—』（三省堂）には、1976年7月5日付け水戸五中発第79号「生徒死亡に伴う問題について」（水戸市立水戸第五中学校長鯉渕一郎名水戸市教育委員会あて）という公文書が掲載されている³³。この文書には佐藤浩に関する以下の記載が見受けられる³⁴。

五月十九日（水）朝、発疹が出たため、両親は風疹と判断し、学校に連絡して休ませる…（中略）…午後九時ごろ頭痛を両親に訴えると共に吐き気をもよおし何度となく嘔吐し、五月二〇日（木）午前三時ごろまで続く…（中略）…なお朝になつても吐き気をもよおしていたので午前一〇時三〇分ごろ、かかりつけの宮本小児科にみせたところ風疹脳炎の宣告を受け、直ちに水府病院に入院した。／しかし、けいれんが強くなり症状は悪化の一途であった。病気が脳外科関係ということから、水府病院を訪れて診断したところ、蛛膜下出血と判断され、脳手術を行おうとしたが、けいれんがひどく様子をみていくうちに午後五時四〇分息を引き取った。

ただし、東京高等裁判所判決は「死亡の原因とみられる脳内出血が外因性のものであ上げることがあるか否かは不明であつて、被告人の本件行為と同人の死亡との間に因果関係が存在することを認むべき証拠は全く存在しない」と判示している。

水戸簡易裁判所判決は「被告人は佐藤浩の言辞及びその態度に立腹し、私憤にかられて右手拳で同人の頭部を強く数回殴打したことが明らかであるから、教育の目的のため説諭、訓戒として採った補助手段として軽く叩いたと認めることはできない」と判示し、暴行罪として被告人に罰金3万円等を命じている。しかし、控訴審判決

(東京東京高等裁判所判決)は「被告人が許された裁量権の限界を著しく逸脱したものとはとうていいえないので、結局、被告人の本件行為は…(中略)…外形的には佐藤浩の身体に対する有形力の行使ではあるけれども…(中略)…教師に認められた正当な懲戒権の行使として許容された限度内の行為とするのが相当である」と判示し、原判決を破棄して無罪判決を言い渡したのである。

第4章 体罰に関する体験談

第1節 体罰に関する現状

以上の論述によって示されたとおり、我が国では体罰禁止規定が世界的に見ても早い時期から置かれていたにもかかわらず、また、明治期には既に体罰について批判的な見解も発表されていたにもかかわらず、その後の法令の改正や判例の積み重ねによって骨抜きにされてきた。その結果、我が国では、今日でも体罰を容認する見解が根強く残っているのである。

筆者はこの現状を前にして、まず、体罰に関する実情を把握したいと思い、何人かの方にお願いして体罰に関する体験談を提供していただいた。以下の箇所では、この体験談を紹介する。

第2節 70代男性の体験談

或る70代男性（本稿ではAさんとする）は、1955年4月～1958年3月に中部某県の公立中学校（X中学校とする）に在学していた。Aさんによれば、この学校は郡下の中心校であり、「（教師の）エリート校」・「校長双六の上り学校」と意識されていた。在学時の1学級生徒数50人強（プレハブ経験なし）、在学年学級数11クラス、全校生徒数600人ほどであった。高校進学はこの半数程度であった。校則など文章化された決まりがあったという記憶はない。制服はなかった。Aさんはこの中学校での経験について、以下のとおり記述している。

「音楽」以外に女教師がいたという記憶が鮮明にはない。「家庭科」・「体育」担当の女教師はいたのだろうと推測するが、私の記憶印象には一切残っていない。

「兼業教員」がいたことは、仏教系宗教者（住職）が英語の教師であり、法事のたびに授業が休みになった記憶と重なる。この先生には中学1年の時にクラス担任をしていただき、英語の授業を持っていただいた。

この教師の「学力」については、肯定的な印象はほとんど持っていない。例えば、彼が授業中に使用する「英語教科書」は、いわゆる教師用書（「赤本」）であり、英語文に平仮名で「ルビ」が書き込まれていた。生徒たちは、その英語教師のことを、「ティーチャー」ならぬ「チ

ーチャー」（英語教師の発音の真似）と呼んでいた。他の教師も同じようなもので、ほとんどの教師用書に従って授業を行っていた。私の母親が地元の小学校教師であつたことから、教科書販売書店から無償で教師用書を入手し、私はそれで授業の「予習をせよ」と（母親から）命じられていたこともあり、各教師がどのような教育方法を取り、どのように生徒を導こうとしているかを、詳細に知りえた、という立ち位置にあった。

いわゆる祝祭日には「家庭で国旗を掲げるよう」という指導は厳しくあり（担任から）、祝祭日登校の日、入学式、運動会、卒業・修業式の日などの「行事」には、「国旗掲揚」「国歌斉唱」が実施された。（教育史教養とは異なる史実ではあります）音楽の時間に「国歌・君が代」の指導を受けた。図画工作、技術・家庭、音楽、体育、一部英語以外は、レクチャー一辺倒。板書はあったはずだが一切記憶がない。私自身、上述のように「赤本」が手元にあったため、板書をノートに写す作業に意義を見出せなかつたから、もっぱら手遊びをして過ごした。

あとで述べる体罰教師（社会科）は、その日の授業後ただちに「ノート提出」を義務化し、それに点数をつけ（100点満点），期末の成績に加算していたので、私は対抗策を取らざるを得ず、（その日の授業範囲の）教科書を丸写しして提出した。それでは不可であることを予測していたので、きわめて乱雑な字で筆写。「先生の授業を聞き取って書いた速記なのでこんな字です。」と添え書き。全員の前で、教師から絶賛され、「100点優秀」という評価をいただいていた。ほぼ、毎授業。中学2年次のことがだった。

補足：私の成績と後年聞いた同級生が抱いていた私の印象

中間、期末の各試験、日常の学習活動をベースに各教科10点満点評価。日常の授業とは違ってどこから降ってくるのかという感じを抱いた試験内容。中2以降の記憶が残っているが、数、国、音楽、体育（ただし器械体操の時のみ）、図工はほぼ毎回10点。10点はクラスに一人。総合点順位では、中学1年次は中位、2年次以降はクラスで4～2番。音楽・図工・体育を除いて、ほとんどがその場限りの丸暗記の試験対策。

このほかに通知表には記載されない「実力試験」というのが2年次以降に2回。英数国。出題範囲の告知は一切ない。学年50位までが氏名と成績（得点）で掲示発表された。成績は10位以内。もっとも高位だったのは2位（3年生の時）。学校の勉強は好きではなかったが、自宅でするあれこれの学習もどき行為は怠らなかつた（適度にやつた。つまり、熱中した、というわけではない）。

余談

10年ほど前に持たれた中学校同学年会に参加した折、ある女子から「＊＊君はいつも本を読んでいたね。」と言われた。当人には身に覚えのないことなので他の誰かと間違えているのではないかと思ったが、他の出席者（特に女子）もそういう印象が強い、「とにかく、よく勉強していた。」とのことだった。教室内で、男子学生から、激しい暴力的いじめを受けており（中1、中2時代），それから逃れようと自分の席でじっとしていたことや誰も来ない鉄棒で時を過ごしていた、ということの印象がこのように言わしめたのだろうと思う。

中学校時代に受けた直接・間接の、教師による暴力（いわゆる「体罰」と称する行為）について

中学校全体が教師の暴力傾向が強かったかというと、そういう印象はない。ただ、校外での不良とみなされる行動（男女交際含む）については、厳しい目線と監視下に置かれていた、という実感があった。X中学校は、江戸時代の＊＊藩の支藩が置かれていた旧＊＊地区を中心校区としており、町の振わいの影響を直接受ける生徒が多くいた。もちろん、郊外の農村文化の影響も強い。加えて、自衛隊連隊も置かれており、自衛隊員相手の文化も混在する。もともとが旧陸軍の連隊駐屯地であったことから、そのための享楽文化が街の中にいくつか残っていた。

教師たちは、「不健全文化が思春期真最中の生徒たちに心身に強い影響を与えかねない」という文化環境理解をもち、学校ぐるみで向かい合っていたという印象が強く残っている。わが母もその論理で私に向かっていた。精神的な束縛感が強烈に強かったのが、私、および私たち思春期少年少女の学校生活とそれをコアとした生育・生活環境であったといえる。

個別（隔離）指導型

男女交際禁止の具体的指導がどういうものかを知らないうちは、学校を終えて帰宅し自宅付近でぶらついているとき同級生の女子たちから声をかけられ立ち話することもないわけではなかったが、それらが男女交際にあたるのではないかと、びくびくものであった。そういうことで、私は、日常は女子から逃げていた。

2年生の3月の初め、同級生女子が町を出ることになった、と路上で告げられた。家庭の都合で関東地方のある街で働くことになったという。「もうこの街ともお別れやから、ちょっと見て回りたいんやけど、＊＊君、自転車に乗せて回ってくれやんやろか。」と請われた。特に親しくしていた仲ではなかったが、もうこれでお別れかと思うと、ジンと来るものがあり、ええよ、暇やし、回っ

たるわ、と彼女を乗せて、街中を走った。別れを惜しんで1時間ほどペダルを漕いだ。この行為は、ぼくの意識では男女交際にあたるなどと寸部もなかったから、びくびくせず、堂々としたものだった。

翌日、登校するや否や、「チーチャー」から校庭の片隅に呼び出され、いきなりほほを平手で殴られた。往復ピンタ。曰く、昨日の自転車の件。男女交際禁止と「自転車の二人乗り禁止の二つに違反していた、自分だけの胸におさめておくから、今後は絶対しないように」と訓戒をいただいた。自転車の二人乗りはともかくとして、男女7歳にして席を同じうせずを彷彿させるのが男女交際禁止なのだとさえ思わせた経験事である。学校教師のほとんどが、戦前からの教師、軍人上がり教師（戦後直後、男性教員の数が足りないことから、軍隊経験者で特に職を持っていない男性に臨時教員免許を出している）、そして保守的な地域ならではのことだとは思うのだが。

集団の前で

教師による暴力の行為対象は、朝の学活であったり、各教科授業であったり、全校集会であったりした。クラブ活動については詳細不明。私が所属したドイツ語クラブ、郷土クラブ、軟式テニスクラブでは一切の体罰はなかった。

学活では、主に遅刻と宿題忘れとがやり玉に挙げられた。時代社会はまだまだ貧困であったし、農家の者がクラスの半数以上を占めていたので、遅刻・宿題忘れは、常態だったといえる。それは理由があるので、教師は強く責めることができない。しかし、指導は必要ということで、見せしめ行為をする。私などはその格好の餌食となつた。遅刻も宿題忘れも、農家ではない我が家では正当な理由がないとみなされたからだ。

受けた罰は、教室の後ろに立つ、水を張ったバケツを両手に下げて教室の後ろに立つ、同様のことが教室の外（廊下）の窓際でも行わされた。廊下で立つときは、首から「宿題忘れ人間」などと書かれたボードをぶら下げなければならぬこともあった。私は一切反論することなく唯々諾々、されるままにしていた。理由を説明すると平手打ちが待っているに違いない、と判断したからだ。

宿題忘れ・遅刻に関する調査、集計行為は、学級活動として（全校生徒会と連携していたかどうかは不明）、生徒自らが委員あるいは係の立場で行った。集計の結果を、日ごと、週ごと、月ごとにまとめ、教師に報告する一方、月ごとに、統計結果を個人名を添えた棒線グラフにし、教室の掲示板に張り出した。中学生活のほぼいっぱい、私は、とびぬけて背の高い棒グラフを描かれた。

宿題については、教師の授業手抜きの代替行為という思念に駆られていたから、どれだけ罰されようとも宿題

をするつもりはなかったし、その後の学校生活でもその構えで生き続けた。家庭においてぐらう自学自習でいたいとの信念もある。遅刻については、いろいろと家庭の事情、都合があった（貧困母子家庭故、自家生産に10歳から参加していた。農作物は学校の時間や都合に合わせては育ってくれない、など）ので、教師をしていた母の出勤後、しておかなければならぬ家事を優先しただけのこと。

教科の授業では、2年生時の社会科のO先生が強く印象に残っている。この教師は剣道の有段者。常に竹刀を手にし、竹刀で机をたたき、床をたたき、怒鳴り声をあげて授業をする。もちろん、生徒たちからは怖い先生で通っている。授業は常に生徒が受け身。復唱が常に求められる。正確に復唱できなければ大声で叱責され、再復唱、それでも正確にできないとなると竹刀が頭上に落ちる。第1回は軽く。次の内容のところでも同じことを求められ、最後に竹刀が落ちる、最初よりやや強め。竹刀で頭を叩く音が聞こえる。

私はその学年（2年次）の間、2回、竹刀のお仕置にあった。赤面、吃音がしばしば出ていた発達段階の時期であったため、O先生のお眼鏡にかなうこととはなかったということになる。正直言って、この先生には、たびたび「100点優秀」（前述のこと）をいただいたけれど、憎しみの感情しか残っていない。

ほとんどの授業は、先生がまともに教える姿勢を持っているとは思えないような状況であったけれど、教室内は、授業内エスケープ（手遊び、居眠り、いわゆる内職）が常態であった程度で、授業妨害に相当する騒動（立ち歩き、言葉の投げ合い、取組み合い、ゲームなど）は起こらなかった。端的に言えば、教壇で教師が淡々と語る（教科書を読む）、生徒たちは聞くふりをして静かに遊んでいる、教師はそれを特段注意することもない、など。だから、生徒に対してアクションを起こすO先生が特に印象に残っているのかもしれない。

ところで、私にとって、異常を超える光景だ、と映った中学3年秋学期での全校集会のことを挙げておかなければならぬ。定例の集会だったのか臨時招集の集会だったのか、定かな記憶はないのだが、記憶内容から言えば、臨時、緊急集会であったのだろう。

講堂に中学3年生全員が集められ、英語のK先生が演卓のところに立っている。K先生は、この学校で一番信頼できる、指導力のある先生だと、私は慕っていた。同じ英語でも「チーチャー」とは根本が違う。それが記憶の第1シーン。講堂内は生徒たちのざわめき。K先生が「男女交際があった者、手を挙げろっ！」と怒鳴っているのが記憶の第2シーン。日頃の冷徹なまでに理性的に英語を読み解き、語り聞かせ、対話をする先生とはまる

で違った人格に思える。講堂内は極めて静寂さを持つ空間に変化。

次のシーンは、舞台に7名の男女生徒が立ち並び、K先生がさらに怒鳴り声をあげる。「これだけじゃない！他にもいるっ！先生は見ていたぞっ！早く、こっちへ来いっ！＊＊、お前のことだ、早く来なさいっ！」やや経つて、講堂中央あたりから、日ごろから何かと「非行傾向を持つ」と噂になっている女子生徒が、演壇に上がって並んだ。K先生が、「ホンマ、図太いやっちゃん」と怒声を投げかけた。

そして、K先生の暴力シーンに移る。一人一人の生徒の前に立ち、それぞれに対して、いつどこどこで異性交遊をしていたと「罪状」を告げ、私のそれまでの人生で見たことも経験したこともないような、強い頬打ち（平手ではあった）がなされ、全員がその場でひどくよろめいた。やっとのことで立っている、という感じを受けた。先生による「罪状告知」を総合すると、夏休み中のお盆（旧暦）の賑わいの中で、舞台に登られた男女8人それぞれが、異性と手をつないで祭を楽しんでいた、という光景を、地域パトロール中のPTA役員（文字通り、校区保護者と学校教師たちで構成する監視団）が現認した、ということのようだった。異性と手をつないで歩く、などが、犯罪的行為であると認識されていたわけである。

戦後新教育と言われる教育事象とはまるで縁のないごとき地区伝統校での生活経験の一部を綴りました。

第3節 50代男性の体験談（1）

自分が中学に入学したのは、1978年4月でした。小学生のころは、殴られたりたたかれたりした記憶はありません。しかし、中学に入って驚きました。それは、何かというと担任かそうでないかにかかわらず、教師が生徒を平然とあたりまえのようになぐることでした。

自分が在学したのは関東某県＊＊市の中学校でしたが、かくも生徒の人格を貶めるのにはあきれました。なにより許せなかつたのは、いわゆる「課外活動」（部活）が強要されており、今までいう「帰宅部」が許されなかつたことです。それがしかも、生徒会の「規則」として強制されていたことです。

自分は1年生のとき、あまりにもこの規約はおかしいと生徒総会で発言し、総会が紛糾したら、発言した生徒の中で、ある生徒がひどい体罰を受けました。なぜ、発言しただけで体罰を受けなければならないのか、しかも、そういう教師にも組合（筆者の場合、＊＊県教祖だったと思いますが）の人物がいたことが腹だしかつたです。

自分の権利は首肯するくせに、生徒は動物扱い、しかも、やたら殴ることをあたりまえとする一こんな体質ではだめだと当時から思いました。しかも、強制加入の課

外活動は、やたらいじめ・しごきが横行し、先輩の名前を言い間違えた（あるいは正確に言えなかつた？）だけで、目を付けられ、しごきの対象となりました。そして、教師はこれらの先輩を指導もせず、またあらためようともしなかつたことです。ちなみに当時の＊＊県は、＊＊が県知事を務める革新県政でした。こうした状況に対して、自分は高校入試で服装も生徒活動も自由な高校に進学しましたが、そうできなかつた生徒の中にはいわゆる「つっぱり」に走った生徒もいると聞いています。

第4節 50代男性の体験談（2）

昭和50年代小学校中学年当時の担任教師が「ねぶち」と名付けた竹の地下茎を常備しており、忘れ物をする、小テストで点数が悪いなどの基準を勝手に定めて、太ももや手首をビシッとやっていました。九州某県です。

第5節 20代男性の体験談

私が中学2年生の時に受けた体罰事例を紹介します。私は九州某県にある学校法人A学園に在学していました。A学園は中高一貫の私学で、私は1999年にA中学校に入学し、2005年にA高等学校を卒業しました。県外から入学する生徒が大半を占める学校で、ほとんどが寮生活を送っています。寮は学校と隣接して徒歩一分圏内にあり、外出は許可制で週に一回のみでした。したがって、寮生活も含めて、24時間が学校生活といった様子でした。

A学園では、特に体育教師や運動部の顧問による体罰は日常的に目にするものだったと思います。とりわけ、陸上部、柔道部、剣道部など運動部に所属する生徒は部活内ではもちろん、その他寮生活も含めて、指導の一環ですぐに殴られたり、他の生徒よりも厳しい叱責を受けたりするなどの罰を受けていました。私は将棋部に所属していたため、友人がそのような体罰とも言える指導を受ける様子を目にするながらも、自分自身が日常的に殴られたりするということは比較的少なかつたと思います。

とは言っても、集合時間に遅れた際など規則違反を咎められ、小突かれる程度の経験は何度もあります。その中でも、在学中に明らかに体罰と思える中学2年生の時の経験をお話します。私の学校では毎年10月にAラリーといつて、夜間に約42キロを班編成の集団で歩く行事があります。

私が中学2年生のAラリー前日の夜のことでした。私の寮の部屋（4人部屋）の者は少し浮かれて羽目を外して、消灯時間が過ぎても話をしたり、懐中電灯をつけて漫画を読んだりしていたところを、見回りに来た寮監督に見つかってしまいました。

消灯時間以降に談話をすることも、寮に漫画を持ち込

むことも規則違反です。私たちは寮の事務所があるところに連れていかれて、事務所入り口の近くに正座をさせられました。

その後、寮監督は「お前たちは自分たちが何をしたか分かっているな。どうやってそれを償うつもりだ」という主旨のことを言って事務所の中に引っ込み、私たちは放置され、また時間を空けて寮監督が出てきて叱責された後放置されるということが何回か繰り返されました。

途中、「足を崩して樂にしていいんだぞ」と言われましたが、怖くて足を崩すことはできませんでした。また、寮監督が「読みたかったんだろう、読んでいいぞ」と言って、生徒から没収した大量の漫画や雑誌を私たちの前に投げるようにばらまき、事務所の中に入していくということもありました。私たちはこのとき、やはり怖かつたので目の前にばらまかれた漫画、雑誌を前に何をすることもできず、ただ正座を続けていました。

また別の寮監督が出てくることが一度ありました。その寮監督は陸上部の顧問で、私の部屋に陸上部の生徒が一人いましたので、彼を立たせビンタをしました。長時間正座をしていたので彼は立つこともままなりませんでしたが、直立することを要求されました。彼が立ち上がると、左右の頬に少なくとも合計5回はビンタを食らわされました。音はとても大きく鳴り響いているように記憶しているので、相当強く殴られたと思います。彼は数日間耳が聞こえにくくなっていると言っていました。このように彼は、陸上部だったという理由でこの寮監督から集中的に個人的に叱責され、また正座をさせられました。

最終的にどれくらいの時間事務所入り口近くで正座していたのか正確には覚えていませんが、ゆうに一時間は越えていたはずです。最終的に夜が明ける前には部屋に戻されました、Aラリー終了後に処分が行われました。私たちは寮監督と学校の生活指導を交えた会議にかけられ、反省文を書き、以後監査を受けることになりました。私たちは規律違反をしたことは真摯に受け止めて、反省しようとした。また、このことによって、反省文と監査以上に明確に何らかの罰が与えられるとはなかったと記憶しています。

しかし、その会議に出席していた化学の教師は、このことがあって以降、授業の際に私を含めたその部屋の生徒を集中して当てる（=指名して質問への回答など発言させる）ようになりました。一回の授業の中で複数回、集中して当てられ、明らかに周りから見ても、今回の件に関する罰と受け取れるものでした。それは、その教師が授業中「私は、人間は平等ではないと思っている。言っている意味が分かるな？」と言いながら私を指名していたことからも、その教師自身が暗に認めていることで

した。

私たちは、規律違反について反省し、生活態度を改めることは真摯に実行しようとしていました。しかし、授業内で差別的に扱われることについては理不尽だと思いましたし、これによる精神的苦痛を受けたところで規律違反を償うことになるとは全く思えませんでした。しかし、暗に規律違反した罰だと言われていると感じていたので何も言うことはできませんでしたし、このような扱いをやめてもらうには一体どうすればいいのか、分からずただ耐えるしかありませんでした。

納得できないという思いが募り、いつまでそのような待遇を受けなければならないのかと考えると、寝ることができない日も増えていきました。当然、日中の授業にも集中力がなくなってしまったように記憶しています。とりわけ化学に関しては学習意欲もなくなり、拒絶したい気持ちも起り、試験では赤点が続くなど、目に見えて成績が落ちました。時間が経つにつれて、化学教師からのこのような扱いは次第になくなっていましたように思います。その教師と顔を合わせたくないという気持ちは残りました。

この体験を通して学校や寮の環境の理不尽な側面に納得できず思い悩むことが増えてしまい、眠れない日も増え日中集中力を欠く状況が続きました。このような状況に対して、自分自身危ないなと思うようになり、この年の冬休みに帰省した際、親に退学したい旨を告げ、年が明けてから親と担任の先生が面談をしました。親は、一度は退学を承認していたのですが、担任との面談後、退学を認めない立場に一転してしまった。私は八方ふさがりになってしまいました。

その直後にあった体育の授業のときに、ついうつかりばーっと退学のことについて考え方をしてしまいました。体育教師が話をしていた時だったので、教師からすると私が話を聞いていないように見えたと思います。いきなり体育座りをしていた足を払われるのように蹴られ、起立させられ、「どこを見ていた?」と咎めるように問われました。私は、しまった、と思いながらも正直に蹴られる前に目線の先にあった「先生の肩のあたりを見ていました」と答えました。すると、「ふざけるな」と怒鳴られ頭を平手で殴られました。その後、何か叱責されましたか気が動転して何を言われたか全く覚えていません。私が謝罪せずに「肩のあたりを見ていました」と言ったことを反抗的だと受け取られ「なめるな」といった主旨のことを言われたような印象が残っています。

確かにこの時、体育教師が話している最中に考え方をしてしまったことは一定私に非があると思いますが、決して意図して不真面目と受け取られるような態度をとったわけではありません。Aラリー前夜の規則違反以来の

一連の流れから、精神的にまといっている状態の中でつうかりばーっと考え方をしてしまうことは私にとって抗うことのできないことでした。眠ろうとしても眠れない日も続いていましたし、睡眠時間も足りていなかったと思います。

しかし、学校・寮の先生に相談しても『言い訳』として一蹴されるように思えましたし、仮に相談できたとしても私自身が心の内のもやもやを正確に言葉にすることはできなかったと思います。親の理解も得られない中で八方ふさがりになり、このままでは自分が壊れてしまうという危機意識をもつようになりました。この時期、私は具体的に死ぬことを意識するようになり、どうやったら死ぬことができるかをふと考えるようになりました。

しかし、こうした状況の中であるときふと自分の状況を俯瞰して考えるようになり、明らかにここで行われていることは、生徒指導という枠を超えた理不尽であると認識するようになりました（明確なきっかけは覚えていませんが、文学体験や自分の状況を整理しようと書きなぐっていた過程でのことのような気がします）。そうすると一種の反骨精神が湧き、この環境の中で人間性を失わずに（=理不尽に対して、おかしいと思うことのできる感性を保って、というニュアンスの意味）6年間を耐え抜いてやろうと思うようになりました。そしてその先、大学にさえ行けば教育の在り方やここで行われている理不尽に対する違和感について、回答してくれる何かがあるはずだと希望を抱き吹っ切れて考えるようになりました。このような中で、「正気を失わず」に卒業できれば、きっとその先に展望があると信じ、残りの4年間を過ごすことを決意しました。

主観的にそのように決意しても、やはり精神的には不安定な時期もあり、特に中学3年生の1年間は、ふとした時に、どうやったら死ねるだろうかと考えることが、一日のうちに度々あるといった状況が続いたことも事実です。しかし、先ほど述べたような決意をもつたことのほか、部活に打ち込むことができたので、それがガス抜きになります、結果的に乗り越えられたと考えています。

私が直接的に受けた体罰の中で特に印象的な出来事としては、深夜の規則違反をした直後の長時間の正座と、体育の授業中に足を蹴られ、頭を強くはたかれたということです。また、同室の生徒は私と同じ規則違反をしていましたが、陸上部に所属していましたが故にその顧問からビンタを食らわされました。このように大小の体罰は日常的にありましたし、運動部に所属する生徒はより強い体罰を受けていました。そのほか、化学教師による授業での差別的な扱いは、直接的な体罰ではありませんが、精神的苦痛は直接的な身体的苦痛以上のものであったことを付け加えておきたいと思います。

います。

第6節 4年制大学に在学中の女子大学生の体験談(1)

中学生のとき、授業の始めの方で先生の質問に答えられず、正解を言うまで座らせてもらえないことがあった。その間何回も指名され、間違う度に先生が「親にお金を払ってもらっているのにこんな問題が答えられないなんて、家の方を向いて謝りなさい」と、クラス全員の前で礼をするよう言ったことが印象に残っている。教室内で立たせることは体罰に当たらないと講義内で学習したが、その時の先生の言動による精神的な苦痛を考えると、一連の行為でみて体罰に当たるのではないか、と考えた。体罰の体験談ではないのですが、見た話を書かせてもら

第7節 4年制大学に在学中の女子大学生の体験談(2)

中学3年生のときに、女子生徒が男性教員に提出物のことで注意されていました。しかし、女子生徒の方がずっと口答えをしており、あげく少し教員に手を出しました。すると、教員の方もカッとなつて、女子生徒の頬を叩いてしまいました。そこで、よりおおごとな喧嘩状態になりましたが、それは免れていました。この騒動の周りには、野次馬がたくさんいました。最後は保護者、本人への謝罪で終わっていました。以上が、体罰を見た話です。

注

- 1 1879(明治12)年の教育令については文部省(1972)『学制百年史』資料編、帝国地方行政学会(以下『学制百年史』資料編)と略記)pp.29~31を参照した。なお、本稿では、旧字体の漢字については読みやすさを重視し、新字体の漢字に改めた。
- 2 小澤文雄(2013)「我が国の体罰禁止法制と体罰概念の解釈—『法務省法務調査意見』と『文部科学省初等中等局長通知』を中心として—」(『東海学園大学研究紀要』(人文科学研究編)第18巻, pp.81~102) p.82参照。
- 3 伊澤修二(1885)『学校管理法』(第4版)白梅書屋, pp.141~142。なお、同書は合略仮名を用いて書かれている。本稿で同書の文言を引用する際は、読みやすさを重視して普通の仮名に改めた。
- 4 ここで言う「教育令」とは、1879(明治12)年の教育令又は1880(明治13)年の第2次教育令であると思われる。いずれも明文の体罰禁止規定を持っている。
- 5 伊澤、前掲書, p.142。なお、本稿では、他の著作等から引用した文言に引用者の判断で補足を加えた場合は、当該箇所を[]で示している。
- 6 1880(明治13)年の教育令改正(第2次教育令)については『学制百年史』資料編, pp.31~32を参照した。
- 7 1885(明治18)年の教育令改正(第3次教育令)及び1886(明治19)年の小学校令については『学制百年史』資料編, pp.33~34及びp.89を参照した。
- 8 1890(明治23)年の小学校令(第2次小学校令)については『学制百年史』資料編, pp.90~97を参照した。
- 9 竹中暉雄(1993)「体罰法禁下における体罰正当化の論理」(『桃山学院大学人間科学』第5巻, pp.1~34), p.2参照。
- 10 『学制百年史』資料編, pp.100~103には「小学校令改正(抄)(明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四号)」が掲載されているが、第46条~第50条が略されている。本稿では、国会図書館のデジタルコレクションに収録されている内務省総務局文書課(1900)『法規類抄』下巻(訂正増補)、東京築地活版製造所、追加九頁を参照した。
- 11 平井彦三郎(1930)『刑法論綱(総論)』、松華堂書店, p.381。
- 12 1941(昭和16)年の小学校令改正(国民学校令)については、『学制百年史』資料編, pp.112~115を参照した。
- 13 東京市立江東尋常小学校事件に係る1916(大正5)年6月15日大審院判決(以下「大審院判決」とする)は、下村哲夫・大江健編著(1991)『大審院「教育関係判例総集成』第2巻(刑事件判例集(大正編))、エムティ出版(以下「下村・大江、前掲書第2巻」とする), p.168~177に掲載されている。
- 14 久留米市立日吉尋常小学校事件に係る1930(昭和5)年1月26日福岡地方裁判所久留米支部判決(以下「福岡地方裁判所久留米支部判決」とする)は、①教育判例研究会編(1972)『学校事故・学生処分判例集』(加除式)第3巻、ぎょうせい(以下「教育判例研究会、前掲書第3巻」とする), pp.860~866②法律新聞第3221号(1931(昭和6)年2月3日発行、法律新聞社)pp.4~6及びp.17に掲載されている。なお、法律新聞第3221号は、岡崎源一編集主幹(1987)『法律新聞』(復刻版)第162巻(3209~3232号)、不二出版に収録されている。本稿の引用は復刻版によった。
- 15 下村哲夫・大江健(1991)『大審院「教育関係判例総集成』第5巻(教育関係判例解題総集成(刑事・民事/明治・大正・昭和編))、エムティ出版, pp.92~95参照。
- 16 同上参照。
- 17 同上参照。
- 18 下村哲夫・大江健(1991)『大審院「教育関係判例総集成』第5巻(教育関係判例解題総集成(刑事・民事/明治・大正・昭和編))、エムティ出版, pp.93~95参照。
- 19 竹中、前掲論文, p.8参照。
- 20 東京市立江東尋常小学校事件判決に係る1916(大正5)年9月18日横浜地方裁判所判決(以下「横浜地方裁判所判決」とする)は①下村・大江、前掲書第2巻, pp.178~179②『教育界』第16巻第2号(1916)、明治教育社, pp.84~85に掲載されている。①は漢字ひらがな交じり文で、②は漢字カタカナ交じり文である。
- 21 横口修資(2014)「スクール・コンプライアンスからみた学校教育における懲戒と体罰の範囲と限界について」(『明星大学研究紀要』(教育学部)第4号), p.5。
- 22 「児童懲戒権の限界について」は文部省教務研究会編(1985)『詳解学校運営必携』、ぎょうせい, pp.1078~1081に掲載されている。
- 23 小澤、前掲論文, pp.88~89参照。

- ²⁴ 1954年5月25日吉野簡易裁判所判決は、『季刊教育法』第64巻（1986、エイデル研究所）、p.207に掲載されている。
- ²⁵ 1955年5月16日大阪高等裁判所判決は、裁判所の裁判例検索で検索できる。Westlaw Japanにも収録されている。①教育判例研究会、前掲書第3巻、pp.866～867②『季刊教育法』第64巻（1986、エイデル研究所）pp.207～208にも収録されている。
- ²⁶ 「学校における暴力事件の根絶について」は文部省教務研究会、前掲書、pp.1081～1082に掲載されている。
- ²⁷ 吉野簡易裁判所判決では、促音が「つ」で書かれていたり「っ」で書かれたりして不統一になっている。本稿では修正せず、そのまま引用した。
- ²⁸ 弁護人小田成就の控訴趣旨は、Westlaw Japanに収録されている大阪高等裁判所判決に付随している。教育判例研究会、前掲書第3巻、pp.867～869にも収録されている。
- ²⁹ 1958年4月3日最高裁判所判決は、裁判所の判例検索で検索できる。前掲『季刊教育法』第64巻 p.208にも収録されている。
- ³⁰ 水戸第五中学校事件に係る1981年4月1日東京高等裁判所判決は今橋盛勝・安藤博編（1983）『教育と体罰—水戸五中事件裁判記録—』、三省堂、pp.359～371に掲載されている。
- ³¹ 今橋・安藤、前掲書、はしがき p.i 参照。
- ³² 水戸簡易裁判所判決は①今橋・安藤、前掲書、pp.266～267②牧征名・今橋盛勝編著（1982）『教師の懲戒と体罰』、総合労働研究所、pp.285～286に掲載されている。なお、①では生徒及び教員の実名（教員は姓のみ）が記されており、②では生徒及び教員の名が伏せられ、A・Bというイニシャルが用いられている。被告人である教員の氏名は②の各所に記載されている。
- ³³ 今橋・安藤、前掲書、pp.91～98。
- ³⁴ 同上、p.92 参照。

